

論点項目	中国電力	関係自治体意見	論点のまとめにあたっての課題	
①来島ダムからの分水(発電の継続)	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素の取組の観点から水力発電は必要。河川環境の保全維持も同様に重要。河川環境と再生可能エネルギーの両立を目指す。</li> </ul>	<p>(出雲市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸川の河川環境にとっては、分水は好ましくないが、現実的には、水量を全面的に戻すことは困難。水量を最大限確保し、環境保全を求める。</li> <li>・河川環境を維持・保全した上で発電することが基本。</li> <li>・当面、最大限の水量の確保と現段階での可能な環境改善対策の実施。</li> <li>・更に一定期間の調査・分析と、その検証を踏まえた実効性ある対策の実施。</li> </ul> <p>(飯南町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下流の対立の構図をつくってはいけない。</li> <li>・分水はやむを得ないと考えている。</li> </ul> <p>(美郷町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーである水力発電所の重要性も踏まえて、現状維持と適切な解決策を望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに分水中止という意見はないが、地元には分水の中止を求める意見がある。</li> </ul>	
②水利使用許可申請内容	I. 使用水量	<p>未提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員会の報告書を踏まえ、県および関係市町等と調整し、確定する。</li> <li>・河川環境の維持・保全の観点から志津見ダムと連携した来島ダムからの増放流、フラッシュ放流の実施なども踏まえ検討。</li> </ul>	<p>(出雲市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川全川に渡る多自然川づくり及び、志津見ダムの影響を考慮した河川環境の改善の観点から、可能な限りの水量増が必要。</li> </ul> <p>(飯南町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境が非常に悪化してきていることを感じており、できるだけ水量を増してほしい。中電には、十分な検討をしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力の具体的な提案を踏まえて、当面の水量を調整することが必要。(将来あるべき姿は、一定期間の調査とその検証結果を踏まえて検討することとなる。)</li> </ul>
	II. 使用期間	<p>未提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員会の報告書を踏まえ、県および関係市町等と調整し、確定する。</li> </ul>	<p>(出雲市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員会の報告書を踏まえ、増放流等による水質、生物等の調査・分析に必要な期間。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常は、20年であるが、今回は河川環境に関する調査とその検証に必要な期間との考え方に立って整理する必要がある。</li> </ul>
③減水区分対策	I. 当面の対策	<p>当面の対策提示(一部実施済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来島ダムから当時<math>2m^3/s</math>を放流し、増放流分については、減水区分へ流下させる。</li> <li>・流下対策として、取水堰の流木路角落としての調整(窪田)、水位調整もしくは水路新設については今後調整。(八幡原)。</li> <li>・河川の連続性が確保されるよう、魚道流量を角落としての調整により増やす。</li> <li>・早ければ、6月の初めから実施。</li> <li>・当面の対応について早期に検証。</li> </ul>	<p>(出雲市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主放流の継続。</li> <li>・漁協の意向を踏まえた魚道機能の向上対策の実施。</li> <li>・増放流による水質・生物等の調査・分析。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国電力実施中の対策以外に、当面必要な対策はないか、中国電力の具体的な提案を踏まえて、整理する必要がある。</li> </ul>
	II. 将来的な対策	<p>一部提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来島ダムからの増放流量が決定すれば、増加した水量相当分を流下。</li> <li>・流下対策として、取水堰の流木路角落としての調整(窪田)、水位調整もしくは水路新設については今後調整。(八幡原)。</li> </ul>	<p>(出雲市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・分析結果を踏まえた必要な水量確保及び対策の実施。</li> </ul>	
④河川環境対策	I. 対策方針	<p>一部提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フラッシュ放流の効率的な実施に向けて国交省と調整の上、協力。</li> <li>・ダムの貯留や放流などの運用の見直しなど、志津見ダム(国交省)と連携をとりながら、検討。</li> <li>・水質対策については、調査結果を踏まえ、国交省と連携を取りながら検討。</li> </ul>	<p>(出雲市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・志津見ダムの存在による水質への影響、流況安定化が下流域の河川環境へ与える影響を踏まえ、河川全体の環境をいかによくしていくか考える必要がある。</li> <li>・河川環境の維持・保全のために最大限の水量を戻すべき。</li> <li>・一定期間の増放流等による水質・生物等の調査・分析。</li> <li>・一定期間の調査・分析と、その検証を踏まえた実効性のある対策の実施。</li> </ul> <p>(飯南町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境の維持・保全のため、できるだけ水量を増してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在実施中の対策以外に当面必要な対策はないか、中国電力の具体的な提案を踏まえて、整理する必要がある。(将来の対策は一定期間の調査とその検証結果を踏まえて検討することとなる。)</li> </ul>
	II. 当面の対策	<p>未提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月17日のフラッシュ放流に協力。</li> </ul>	<p>(出雲市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大限の流量確保。</li> <li>・水質浄化対策の実施。</li> <li>・増放流等による水質・生物等の調査の実施。</li> </ul>	
	III. 将来的な対策	<p>未提示</p>	<p>(出雲市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・分析結果を踏まえた必要な水量確保及び対策の実施。</li> <li>・神戸川の河川管理について、国による一元管理への転換。</li> </ul>	
⑤ダム湖対策	<p>一部提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質調査については、尾原・志津見ダムモニタリング委員会と同調した調査を継続実施。</li> <li>・水質対策については、調査結果を踏まえ、国交省と連携を取りながら検討。(再掲)</li> </ul>	<p>(出雲市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム湖の水質浄化対策(アオコ発生予防対策等)の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム湖の水質浄化対策について、中国電力から、具体的な提案を求めて、整理する必要がある。</li> </ul>	
⑥水量・対策に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来島ダムからの増放流等による河川環境改善の検証に取組む。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・放流量の検証、実施した対策の検証が必要。(②～⑤共通)</li> <li>・スキームは、実施前に決める必要がある。(主体、専門家組織、調査期間、調査データ等)</li> </ul>	
⑦河川環境を考える(協議・検討する)場の設置	<p>(関係法令や確認書などを踏まえ、発電所の運営。一方で、現状においてさまざまな意見があり、対話や広報活動という面で、対応が必ずしも十分ではなかった。・・・意見交差点での発言)</p>	<p>(出雲市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政や地域住民、関係団体による情報共有・意見交換の場が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者が一体となった河川環境に関する情報の共有・意見交換の場が必要。</li> </ul>	

## 「論点」のまとめ（案）

### 1. 分水について

- ・調整会議において、直ちに分水中止という意見はないが、地元には分水の中止を求める意見がある。

### 2. - 1 水量（水利権）について

- ・当面一定期間の水量として調整。（将来あるべき姿は、一定期間の調査とその検証結果を踏まえて検討）

### 2. - 2 水利権更新期間について

- ・河川環境に関する調査とその検証に必要な期間で設定。（通常は、20年。）

### 3. 減水区間対策について

- ・中電実施中の対策以外の必要な対策。

### 4. 河川環境について

- ・現在実施中の対策以外の当面必要な対策。（将来の対策は一定期間の調査とその検証結果を踏まえて検討。）

### 5. ダム湖対策について

- ・ダム湖の水質浄化対策。

### 6. 水量、対策等の検証について

- ・放流量の検証、実施した対策の検証。（2. ～ 5. 共通）
- ・スキームの決定。（主体、専門家組織、調査期間、調査データ等）

### 7. 情報共有・意見交換・環境保全の取組

- ・関係者が一体となった河川環境に関する情報の共有・意見交換の場の設定。